

2014 年 4 月 1 日制定

一般社団法人 長崎県診療放射線技師会 規程

改正履歴

[illegible]

【理事選出規程】

2014年 4月 1日制定

第1条 この規程は、定款第21条第1項に規定する理事の選出に適用する。

第2条 前条の規程に基づいて、次の各地区より1名以上を選出する。

長崎・諫早・島原・大村・佐世保・北松・

上五島・下五島・壱岐・対馬

第3条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

【役員選挙規程】

2014年 4月 1日制定

第1章 総則

第1条 役員の選出は、定款第22条に基づき、この規程によって行う。

第2章 選挙管理委員会

第2条 役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は正会員より3名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。
ただし、役員及びその選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 役員の候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の公示。
- (3) 投票および開票の管理と当選の確認。
- (4) 総会に選挙の結果を報告。
- (5) その他選挙管理に必要な事項。

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 役員の選挙

第6条 理事、監事に立候補しようとする者、又は推薦しようとする者は選挙管理委員会に届ける。ただし、推薦届の場合には本人の同意書を必要とする。

第7条 立候補、推薦候補の届出締め切りは、第4条第1項に定める選挙告示後、総会日前2ヶ月までとする。

第8条 選挙は立候補届のあった者について、総会出席正会員の無記名投票によって行う。

第9条 投票は次の順序によって行う。

- (1) 理事
- (2) 監事

第10条 当選者は、それぞれ高点順に決する。

第4章 選挙権及び被選挙権

第11条 選挙権及び被選挙権は、正会員に限る。

第5章 改廃

第12条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

【委員会規程】

2014年 4月 1日制定

- 第1条 この規程は、本会における委員会に関して定める。
- 第2条 本会は、会務運営上必要があるときは委員会をおく。
- 第3条 委員会は、その目的に冠して「〇〇委員会」という。
- 第4条 委員会は、会長の諮問事項について、調査審議、または立案してこれを答申する。
- 第5条 委員会は、委員長1名並びに委員若干名をもって構成する。
- 第6条 委員会の設置、改廃並びに委員長、委員の任免は会長がこれを行う。ただし、役員選挙規程及び総会運営規程に定めるものを除く。
- 第7条 委員会の開催日時及び場所は、委員長がこれを定める。
- 第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 第9条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、委員長がこれを決定する。
- 第10条 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 第11条 委員は委員長の指示を受け、委員会の会務を処理する。
- 第12条 委員会は、付議された事項に関して報告書を作成し、これを会長に提出しなければならない。
- 第13条 委員会からの要求を受けたときは、関係役員は積極的にこれに協力しなければならない。
- 第13条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

【会費等納入規程】

2014年 4月 1日制定

2015年 6月14日改正

2025年 4月 1日改正

第1章 総則

第1条 この規程は、定款第7条の入会金及び会費の納入について必要事項を定めるものとする。

第2章 会費

第2条 前条の会費は、次のとおりとする。

正会員

- (1) 入会金 10,000円
- (2) 再入会金 10,000円
- (3) 会費 6,000円（年額）

賛助会員

- (1) 会費 20,000円（年額）

2 診療放射線技師籍登録初年度内の入会者に限り、入会金および年会費を免除する。

第3条 入会金及び会費納入は、本会指定の納入方法に従い収めるものとする。

第4条 会費納入期限は、当該年度の 9月30日とする。ただし、新入会及び年度途中の入会者についてはこの限りではない。

第3章 会費免除

（名誉会員の免除）

第5条 定款第5条による名誉会員は、会費の納入を免除する。

（会費の終身免除）

第6条 表彰規程第2条第1項3号に該当する会員で、公益社団法人日本診療放射線技師会の会費等納入規程第8条に該当する会員は、本会に30,000円納付することにより、満60歳の翌年度以降の会費を終身にわたって免除されるものとする。

（長期療養者等の免除）

第7条 会員が療養のため1年以上離職した者は、申請により会費免除の扱いを受けることができる。

2 会員が出産・育児・介護・災害等のやむを得ない事情による場合には、申請により会費免除の取扱いを受けることができる。

第8条 本規程に基づき会費の免除扱いを受けようとする者は、その旨を本会に申請し理事会の承認を受けるものとする。

2 理事会は第1項の可否及び期間を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

る。

- 3 第7条による会費の免除は、2年を超えないものとする。

第4章 改廃

- 第9条 この規程の改廃は、理事会にはかり、総会の承認を得る。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規定は、2015年 6月14日に改正施行する。
- 3 この規定は、2025年 4月 1日に改正施行する。

【旅費規程】

2014年 4月 1日制定

2024年 6月17日改正

第1条 会長は、会務のため役員及び会員に出張を命ずることができる。

第2条 前条により出張する場合は、旅費を支給する。

第3条 この規程における旅費は、鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、旅行雑費について適用する。なお、支給額は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------|--|
| (1) | 日 当 | 行動日数に応じ、1日あたり県内 1000 円／県外 3000 円を支給する。 |
| (2) | 事業活動費 | 地域健康まつり等でスタッフとして活動した場合、事業活動費として時間に応じ、半日 2000 円／1 日 4000 円／県外 4000 円を付加支給する。 |
| (3) | 宿泊費 | 宿泊数に応じ 1 夜あたり 12000 円を支給する。ただし宿泊地が大都市圏（東京、大阪、京都、名古屋、福岡、札幌、仙台、神戸）は 15,000 円とする。 |
| (4) | 鉄道賃 | 鉄道旅行について、旅程に応じ旅客運賃により支給する。ただし、特別急行列車および新幹線を利用した場合は特別急行料金または新幹線料金を付加支給する。 |
| (5) | 航空賃 | 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。 |
| (6) | 船 賃 | 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。 |
| (7) | 車 賃 | 陸路旅行（鉄道を除く）について、路程に応じ公共交通機関の旅客運賃により支給する。 |

第4条 旅費は、原則として勤務地又は居住地を起点とし、最も経済的な通常の経路および方法により計算する。ただし、業務上必要と推認できる場合又は天災その他やむを得ない事情による場合は、この限りではない。

2 旅費の請求及び精算は、所定の旅費請求・領収書の提出を必要とする。

3 特別な事由による出張の場合は、第1項、第2項にかかわらず会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

第5条 他の団体から旅費が支給される場合は、この限りではない。

第6条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、2024 年 6 月 17 日に改正施行する。

【総会運営規程】

2014年 4月 1日制定

第1章 総 則

第1条 この規程は、定款第11条に基づいて定め、総会を民主的、かつ、能率的に運営することを目的とする。

第2条 会員は、この規程に基づいて、動議を提出する権利及び討論質疑の自由を保障される。ただし、定款に定めてあるものは、それによる。

第3条 正会員が総会に出席できないため、出席会員を代理人として委任状により委任することができる。

2 前項により委任を受けた代理人は、その委任状を総会に提出しなければならない。

第4条 会員は議長の統制に服し、その許可を得て発言する。

第5条 議案は、原則として1件ずつ審議される。

第6条 議事は、原則として公開される。

第2章 招集

第7条 定款第15条に基づき、総会を招集しようとするとき会長は、その14日前までに開会の日時、議案、その他必要な事項を会員に通知し、総会資料を送付する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第3章 資格審査委員会

第8条 総会は、資格を審査するため資格審査委員会を設ける。

第9条 資格審査委員は、正会員より3名選出し、委員長は互選とする。

第10条 資格審査委員長は、審査の結果を総会に報告する。

第4章 総会運営委員会

第11条 総会は、民主的、かつ、能率的に運営するために総会運営委員会を設ける。

第12条 総会運営委員は、理事より3名選出し、委員長は互選とする。

第13条 総会運営委員会は、総会の付託に基づいて次の事項を審議し、その結果を総会にはかり承認を得たうえで実施する。

- (1) 議長の選出手続き
- (2) 議事混乱のときの収拾
- (3) その他総会運営についての必要事項

第5章 議長及び職員

第14条 総会は議事運営のため、議長、書記、採決係の職員を置く。

2 書記、採決係は、総会の承認を得て議長が指名する。

第15条 議長は、会議を統轄して議場の秩序を保持し、かつ、議事の整理を行う。

第16条 書記は、議長と各委員会の指示によって、総会事務を処理する。

第17条 採決係は、採決の結果を集計する。

第6章 議 事

第18条 発言ないし動議は、上程されている議題に関係し総会運営規定にかなっていないなければならない。

2 動議の提案がなされたときは、議長は、会議にその採否を決めなければならない。

第19条 前条の定めにかなっていない発言ないし動議を、議長は、拒否することができる。この議長の措置に対し不満の者は、総会運営委員会を経て、異議を申し立てることができる。ただし、この異議の申し立ては10名以上の支持者を必要とする。

第7章 採 決

第20条 議長は、採決しようとする議案の内容と採決の方法を会議にはかり、その確認を得たうえで採決に入ることを宣言する。

第21条 採決宣言後は、その採決の完了まで緊急事態の発生を除いては、会員の発言を一切認めない。

第22条 採決の方法は、拍手、挙手、起立、及び無記名投票の4種とし、議長は、その選用しようとする方法を会議にはかつて採決する。ただし、採決の方法は挙手による。

第23条 採決の順序は、原則として原議案に対する否決、保留、賛成の順序で行う。

第24条 会則は、すでに行われた評決の更生を求めることはできない。

第8章 改 廃

第25条 この規程の改廃は、総会において決定する。

附 則

- 1 この規程に定めない事項は、そのつど、必要に応じて総会で定め、その総会のみ効力をもつ。
- 2 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

【会計事務取扱規程】

2014年 4月 1日制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の財務及び会計取扱（以下「会計」という。）に関する基準を定め、その財政状態を明らかにし、もって事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(会計原則)

第2条 本会の会計は、正確な報告を提供するとともにすべて取引について、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成するものとする。

(会計の総括)

第3条 本会の会計は、会長が総括するものとする。

(会計理事)

第4条 会長は、会計を担当する理事（以下「財務理事」という。）を任命するものとする。

2 財務理事は会計責任者とする。

3 会計責任者は、会計の出納に関し、その一部について補助者を命じ、行わせることができる。

(年度区分の取扱)

第5条 本会の会計における資産、負債及び基本金の増減異動並びに収益及び費用の所属する事業年度は、その事業取引の発生した日の属する年度とする。

(会計の区分)

第6条 本会の会計は、一般会計と特別会計に区分し行うことができる。

2 本会の事業に関し、特別の事業を行う必要があるときは、特定の資金を保有し、その運用を行う場合は、特別会計を設け、その目的に従い運用するものとする。

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(書類の保存期間)

第8条 予算決算書類、会計帳簿、伝票、証拠書類及びその他の会計書類の保存期間は、10年とする。

第2章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第9条 本会における取引は、別に定める勘定科目により処理するものとする。

(帳簿及び伝票)

第10条 帳簿は主要簿、補助簿及び必要に応じその他の補助諸表を備え付けるものとする。

(1) 現金出納簿

- (2) 預金出納簿
 - (3) 収支予算の管理に必要な帳簿
 - (4) 会費明細帳
 - (5) 基本財産明細台帳
 - (6) 固定資産台帳
 - (7) その他の補助諸表
- 2 伝票は、入金、支出金及び振替伝票とする。

第3章 予 算

(予算の作成)

第11条 財務理事は、毎会計年度開始前、当該年度の事業計画の決定に基づき収支予算を第6条による区分に従い作成し、理事会の承認を得て総会に提出し議決を求めるものとする。

(予算の執行)

第12条 収支予算の執行は会長とする。

- 2 会長にやむを得ない事情があるときは、財務理事がこれを行い予算の執行後すみやかに会長に報告するものとする。

(予算の流用及び予備費使用)

第13条 予算の執行にあたり、中科目間の流用は、理事会の承認を求めるものとする。ただし、緊急の場合は、理事会に事後承認を求めることができる。

(継続費)

第14条 支出予算決定後、本会の事業実施上特に数年にわたり執行する必要があるときは、その所要額及びその年割執行額を定め、理事会の承認を得て行うものとする。

(繰越明許費)

第15条 支出予算のうち、その事業実施上特に必要がある場合であって当該年度において支出が終わらない場合は、予め理事会の承認を得て翌年度に繰延べて使用することができるものとする。

(積立金)

第16条 年度決算において、剰余金が生じたときは、その一部について積立金に計上することができる。

第4章 金銭会計

(金銭の範囲)

第17条 この規定において、金銭とは、現金及び預金をいい、現金は通貨小切手その他随時通貨と引替えることのできる証書をいう。

- 2 前項の預金とは、普通預金、通知預金、定期預金及び金銭信託等をいう。

(出納方法、証拠書の授受)

第18条 金銭の収納は、伝票及び証拠書に基づいて行うものとし、会計及び会計責任者の承認を得るものとする。

- 2 金銭の支払いは、会計及び会計責任者の承認を得た伝票及び証拠書により行うものとする。

(借入金)

第19条 予め決められた短期借入金の限度内で借入をしようとするときは、常務理事会にはかるものとする。

- 2 通常総会前において、資金の不足を生じる場合は最小限度の短期借入金を行うことができるものとする。その場合は、理事会の事後承認を求めるものとする。

(手持現金)

第20条 手持現金は、必要最小限にとどめるよう努めるものとする。

(預金の名義人)

第21条 預金の名義人は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会とする。

- 2 出納に使用する印鑑は、本会の会印を使用するものとする。
- 3 会計責任者は、前項の印鑑の保管及び押印するものとする。ただし、印鑑の保管及び押印については、事務局長に委任することができる。

(金銭の残高照合)

第22条 現金残高は、現金出納残高と照合するものとする。

第5章 棚卸資産

(棚卸資産の定義)

第23条 棚卸資産（以下「物品」という。）とは、消耗品、備品、図書及び医療器械器具であって1件10万円未満のものをいう。

(保管管理)

第24条 物品のうち、消耗品を除く備品等については、備品台帳を設け、記入整理するものとする。

- 2 事務局長は、物品の出納、保管を行うとともに、その使用状況について監督を行うものとする。
- 3 事務局長は、物品のうち必要に応じてその一部を補助者に保管管理させることができる。

(物品の照合)

第25条 事務局長は、毎年1回以上保管する物品と台帳を照合するものとする。

(物品の廃棄)

第26条 事務局長は、物品を廃棄しようとするときは、その理由に付して会長、財務理事の承認を得て行うものとする。

第6章 固定資産

(固定資産の定義)

第27条 固定資産とは、耐用年数が1年以上であって、かつ、取得価格が10万円以上のものをいう。

(取得価格)

第28条 固定資産の取得価格は、固定資産の区分に従い、次の各号によるものとする。

- (1) 製作にかかるものは、その製作費及び附帯費
- (2) 購入にかかるものは、その購入価格及び附帯費
- (3) 医療機械器具等の贈与にかかるものは、その公正な評価額
(固定資産の譲渡及び担保等)

第29条 固定資産の譲渡及び担保の設定については、総会の承認を得るものとする。

- 2 不動産登記を必要とする勘定資産は、取得後登記するものとする。

第7章 決 算

(決算書の作成)

第30条 会計年度が終了したときは、次の各号の財務諸表を、一般会計及び特別会計おのおの別に作成するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 貸借対照表
- (3) 財産目録

- 2 決算書は、会計年度終了の翌月15日までに完結するものとする。

- 3 財務理事は、前項の決算が完結したときは、すみやかに監事の監査を受け、理事会の承認を得て総会に提出し、議決を求めるものとする。

(監 査)

第31条 財務理事は、会計に関して年度決算完了後、監事の監査を受けなければならない。

第8章 改 廃

第32条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

【表彰規程】

2014年 4月 1日制定

(表 彰)

第1条 一般社団法人長崎県診療放射線技師会会員に対する会長の表彰に関しては、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(表彰の基準)

第2条 会長は、次の各号の1に該当する会員を表彰する。

- (1) 本会の発展に関し、功績が抜群である者又は顕著な貢献があった者.
- (2) 本会の名声を高揚する研究、発明、発見及び考案を行った者.
- (3) 30年永年継続会員.
- (4) 特に、他の模範となる善行のあった者.

- 2 前項第1号から第4号に該当する者であって、本会の名誉を傷つける等の行為がなかった者、及び過去において同じ表彰を受けた事がない者に行うものとする。

(表彰の審査)

第3条 表彰の審査は、会長が委嘱する委員の選考によりその答申を得て行うものとする。

- 2 前項の審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(表彰者の推薦)

第4条 理事は、会員で第2条に該当する者については、会長に推薦するものとする。

- 2 会長が表彰しようとするときは、会長が推薦する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年通常総会において行うものとする。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

- 2 前項の表彰状には、副賞を添えることができるものとする。

(実施細則)

第7条 この規定に定めない事項は、必要に応じ会長が理事会にはかりこれを定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

【慶弔規程】

2014年 4月 1日制定

2015年 6月14日改正

- 第1条 一般社団法人長崎県診療放射線技師会会員の慶弔に関しては、この規定の定めるところによる。
- 第2条 会員が結婚した場合は、次に掲げる祝い金を贈る。
祝い金 5,000円
2 この申請は入籍から1年以内とする
- 第3条 会員が死亡した場合は、次に掲げるものを贈るとともに、弔電にて弔意を表す。
弔慰金 10,000円
- 第4条 会員の配偶者並びに1親等が死亡した場合は、弔電にて弔意を表す。
- 第5条 会員が疾病にかかり、3ヶ月以上入院加療を受け職務に専念できない場合は、次に掲げる見舞金を贈る。
見舞金 5,000円
- 第6条 関係団体の参加する慶弔には参加する。
- 第7条 第2条より第6条について、会員及びその事実を知り得た会員は、理事及び事務局に連絡をとるものとする。第2条より第6条以外のものについては、会長専決とし、理事会の事後承認を求めるものとする。
- 第8条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。
- 2 2015年 6月14日に改正施行する。

【事務局運営規程】

2014年 4月 1日制定

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技会（以下「本会」という。）定款第46条に基づく事務局の組織及び運営に関する事項を定める。

第2条 事務局は、理事会の決定に基づき事務局長を中心に、本会発展のための業務の運営を図る。

第3条 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

第4条 事務局長及び職員は、会長が任免する。

第5条 事務局備え付けの簿冊は、次のとおりとする。

- (1) 会員名簿台帳
- (2) 会務執行日誌
- (3) 常務理事会議事録及び理事会議事録
- (4) 総会議事録
- (5) 各種委員会議事録
- (6) 文書綴（発刊、收受、申請）
- (7) 来客綴
- (8) 入会申込書
- (9) 公益社団法人日本診療放射線技師会会員移動連絡票
- (10) 会費納入者名簿
- (11) 会誌及び会報
- (12) 規則類綴

第6条 事務局備え付け印鑑類は、次のとおりとする。

- (1) 一般社団法人長崎県診療放射線技師会会長の印 公印

第7条 公益社団法人日本診療放射線技師会及び他団体役員並びに委員の推薦については、常務理事会で推薦し、事務局長より理事会に報告する。

第8条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。